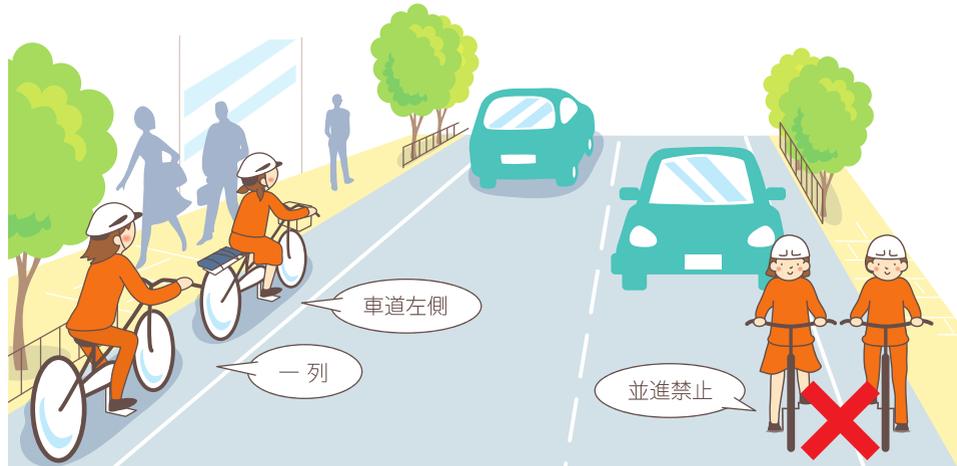


🚲 自転車は、車のなかまでです。

自転車は、道路交通法では「軽車両」と位置付けられており、車のなかまでです。車としての自覚を持ち、ルールはもちろんマナーを守り、事故を未然に防ぎましょう。

自転車は車道の左端を一列で走ります。歩道は例外です。並進は禁止です！

- ◎車やバイクと向い合わせで走ると、お互いが認識できる距離が短くなり危険です。
- ◎交差点での出会い頭事故の危険性を低下させます。
- ◎並進は禁止です。2万円以下の罰金または料料の対象となります。



例外で歩道を走る場合も歩行者優先で、道路左側、車道寄りを走行。歩行者の通行が頻繁な道路では自転車を押して歩きます。

- ◎自転車は車道走行が原則ですが、「歩道通行可」の標識等により例外的に歩道を走ることができます。
- ◎車道が危険で、どうしても歩道を通行しなければならない際、歩行者が危険と感じたり、避けたりすることのないようにします。



車道では車両の信号に、歩道では歩道の信号に従います。



- ◎信号は一列で待ちましょう。
- ◎自転車・歩行者専用信号がある場合は、それに従います。

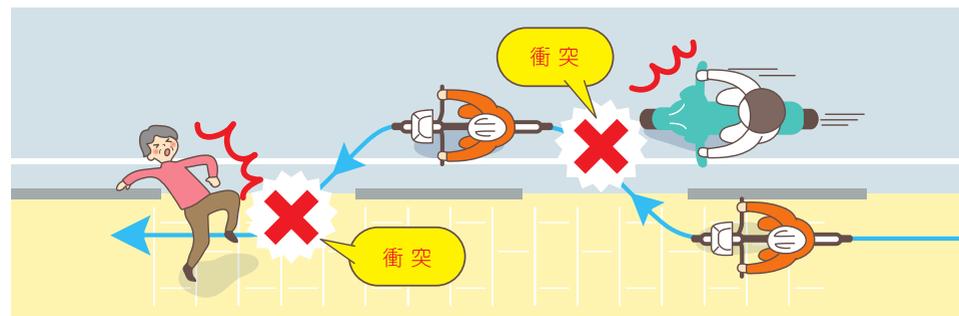
バスやタクシーが止まっているときは周囲を確認し、危険を感じたら止まって待ちます。



【追い抜く際には以下のことに注意します】

- ◎死角からの人の飛び出しや、車両から人が降りてくることに注意します。
- ◎車道の後方から原付や自動車が走ってくる可能性があります。

車道や歩道への急な進路変更は危険です。



◎急な進路変更は、歩行者やあなた自身に危害が及ぶ重大な事故につながります。

「走ろう!車道」運動

愛媛県では、「シェア・ザ・ロード」の精神の実践として、「車道走行の原則」などを呼びかける運動を実施しています。

